



平成 18 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 進 和
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 下 川 浩 平
(コード番号 7607 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 後 藤 博 介
管 理 本 部 長
TEL (052) 796-2533

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 56 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社が行う公告について、公告の周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 当社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会の開催場所に関する法令上の定めがなくなったことから、定款において名古屋市内と定めるべく変更案第 16 条（招集地）を新設するものであります。
 - ⑤ 株主総会参考書類等についてインターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとみなすことが可能となることから、情報開示の充実を図るため、変更案第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑥ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、出席できる代理人の員数を明確にするため、現行定款第 15 条（議決権の代理行使）について所要の変更を行うものであります。
 - ⑦ 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に取締役会の決議を書面または電磁的方法により行うことができるよう、変更案第 27 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑧ 定款上で引用する旧商法の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、また表現の一部変更、語句の修正を行うものであります。
- (3) 保有する単元未満株式と併せて 1 単元（100 株）となるように、単元未満株式の買増しを会社に対して請求することができるようにするため、変更案第 11 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (4) 上記のほか、条文の新設に伴う条数の変更ならびに一部規定の新設・削除・変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 28 日

定款変更効力発生日 平成 18 年 11 月 28 日

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は株式会社進和と称し、英文では Shinwa Co., Ltd. と表示する。</p> <p><u>(本店の所在地)</u> 第 2 条 当社は本店を名古屋市におく。</p> <p>(目的) 第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種溶接・ろう付け機械装置の設計、製作、販売ならびに溶接棒、銀ろう、ハンダ等の溶接剤の製造、販売。 2. プレス、工作機械、搬送機械装置、治工具等金属加工機、液状搬送用ポンプ、合成樹脂成型加工機械等の設計、製作、設置、修理、販売。 3. 産業用ロボットの製造、販売ならびに産業用ロボット等を使用した生産工場内における自動生産化システムの設計、開発、設置、販売。 4. 生産工場内等におけるコンピュータ制御による生産指示・生産管理に関する情報通信システム機器の設計、製作、設置、販売およびコンピュータソフトの開発販売。 5. 金属工作機械用・金属加工機械用部分品およびその付属品の設計、製造、加工および販売。 6. 自動車部品、家庭用電気製品部品の製造、加工、販売。 7. 切削油、潤滑油、加工油ならびに接着剤の製造、販売。 8. 金型、軸受けメタル等の金属材料およびモーター、トランス、電磁開閉器、漏電遮断器等の電気機器ならびに電線、リード線の販売。 9. 防音、防振機器、空気清浄機器等生産工場内における公害防止設備機器の設計製作ならびに設置、販売。 10. 前記第 1 号ないし第 9 号の製品の輸出入。 11. 金属、各種金属部品、家庭用電気製品部品の溶接加工、ろう付け加工および熱処理加工。 12. 電気工事・通信設備工事・各種機械修理・配管工事の請負ならびにその取次、斡旋。 13. 土木ならびに建築の設計、施工、監理ならびにその取次、斡旋。 14. 貴金属および特殊金属の地金の売買。 15. 駐車場の経営。 16. 一般区域貨物自動車運送事業。 17. 倉庫業。 18. 損害保険代理業および生命保険募集業。 19. 不動産の売買、仲介および管理業。 20. 上記各号に附帯する一切の業務。 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は株式会社進和と称し、英文では、<u>Shinwa Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p style="text-align: center;">(変更案第 3 条に移設)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種溶接・ろう付け機械装置の設計、製作、販売ならびに溶接棒、銀ろう、ハンダ等の溶接剤の製造、販売。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 生産工場内等におけるコンピュータ制御による生産指示・生産管理に関する情報通信システム機器の設計、製作、設置、販売およびコンピュータソフトの開発、<u>販売</u>。 5. 金属工作機械用・金属加工機械用部分品ならびにその付属品の設計、製造、加工、<u>販売</u>。 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. 防音、防振機器、空気清浄機器等生産工場内における公害防止設備機器の設計、<u>製作</u>、<u>設置</u>、販売。 10. (現行どおり) 11. 金属、各種金属部品、家庭用電気製品部品の溶接加工、ろう付加工および熱処理加工。 12. (現行どおり) 13. 土木<u>および</u>建築の設計、施工、監理ならびにその取次、斡旋。 14. (現行どおり) 15. (現行どおり) 16. (現行どおり) 17. (現行どおり) 18. (現行どおり) 19. 不動産の売買、仲介<u>ならびに</u>管理業。 20. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(現行定款第2条を移設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、2,100万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(現行定款第8条を移設)</p> <p>(1単元の株式の数未満の株券) 第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株券を発行しない。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,100万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(変更案第9条第2項に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にその都度招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によりその他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主総会ごとに、株主または代理人は、代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p>第 15 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集地)</p> <p>第 16 条 <u>当会社の株主総会は、名古屋市内で開催する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 17 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 18 条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 19 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本または電磁的記録を決議の日から 10 年間本社に備え置く。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 (新 設)</p> <p><u>取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会の決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は当会社を代表する。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 22 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、その原本または電磁的記録を議事の日から10年間本社に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役) 第 30 条 監査役はその<u>互選により常勤監査役を 1 名以上お</u>かなければならない。</p> <p>(監査役会の招集) 第 31 条 監査役会の招集は、<u>各監査役に対し会日の 3 日</u>前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録) 第 33 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第 35 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期日) 第 36 条 当会社の<u>営業年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとし、毎営業年度末を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払) 第 37 条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載</u>または記録された株主、もしくは登録された質権者に対し、<u>株主総会の決議によりこれを支払う。</u></p>	<p>(任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 33 条 監査役会はその<u>決議によって常勤の監査役を選定</u>する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 37 条 当会社の<u>事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(期末配当金) 第 38 条 当会社は、<u>株主総会の決議によって毎年 8 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当の支払)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録された質権者に対して<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下中間配当と言う。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 40 条 期末配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上